

令和 6 年 6 月 6 日

第 2 回 廿日市市議会議案説明書（その 2）
（第 2 回 定例会）

廿 日 市 市

第2回廿日市市議会議案説明書（その2）目次

議案第66号	損害賠償の額を定めることについて	1
--------	------------------	---

(議案第 6 6 号)

損害賠償の額を定めることについて

(下水道建設課)

1 提案の理由

令和 6 年 2 月 7 日下水道建設課の職員が、現地調査用務終了後、廿日市市佐方四丁目地内で、公用車を方向転換するために後退した際、左後方から直進してきた自動二輪車と接触し、同車の運転者の右膝などに負傷を与えるとともに、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、市議会の議決を求めるものである。

2 内 容

(1) 損害賠償額 5 5 0 , 2 7 9 円

3 根拠法令

(1) 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(2) 地方公営企業法

第 4 0 条

② 地方公営企業の業務に関する負担附きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 9 号、第 1 2 号及び第 1 3 号の規定は、適用しない。

(3) 廿日市市下水道事業の設置等に関する条例

第7条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき、
条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が50万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

4 参照法令

(1) 自動車損害賠償保障法

第3条 自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りではない。

(2) 国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。